



27東京漁調第117号
平成27年12月17日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 竹内 正一



東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第67条第1項の規定により下記のとおり指示しましたので、ご了承ください。

記

東京漁調指示第10号 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの制限

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(八件)……………(都市整備局都市づくり政策部)
- ………(都市基盤部調整課・街路計画課)……………一
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………三

告示(海区漁調)

- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……………三
- 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………四
- 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………五

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(三件)……………(主税局課税部課税指導課)……………五
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(三件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………六
- 不燃化推進特定整備地区の区域変更……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………九
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一〇

告示

●東京都告示第千八百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区

(宇田川町15地区)

地区)

関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第千八百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用

途地域

第一種低層住居専用地域
削除する部分
目黒区洗足一丁目地内

第一種中高層住居専用地域
追加する部分
北区赤羽西一丁目及び足立区弘道二丁目各地方内

削除する部分
中野区中野四丁目、北区赤羽西四丁目、足立区弘道二丁目、西綾瀬三丁目及び西綾瀬四丁目各地方内

変更する部分
北区赤羽西一丁目、赤羽西四丁目、赤羽西五丁目及び赤羽台二丁目各地方内

追加する部分
足立区弘道二丁目、西綾瀬三丁目及び西綾瀬四丁目各地方内

削除する部分
目黒区原町一丁目、洗足一丁目及び北区志茂一丁目各地方内

変更する部分
北区志茂一丁目、足立区梅田五丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住旭町、千住大川町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町、千住元町、千住柳町、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町四丁目及び西新井本町五丁目各地方内

第二種住居地域
追加する部分
足立区梅田七丁目及び西新井栄町

第二種住居地域
変更する部分

第一種住居地域
追加する部分

第一種住居地域
追加する部分

第一種住居地域
追加する部分

第一種住居地域
追加する部分

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画河川を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画河川

第五号石神井 追加する部分

練馬区高松二丁目、高松三丁目、貫井二丁目、貫井四丁目及び貫井五丁目地内

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）並びに中野区役所及び練馬区役所

●東京都告示第千八百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画河川を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画河川

第六号神田川 追加する部分

練馬区貫井二丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目、豊玉南三丁目、中野区丸山二丁目、野方五丁目及び野方六丁目

二 関係図書の縦覧

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）並びに中野区役所及び練馬区役所

●東京都告示第千八百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画道路

三・三・二号 追加する部分

八王子市長沼町及び北野町各地下内 変更する部分

日野市西平山四丁目、八王子市長沼町、北野町、打越町、子安町二丁目、片倉町、小比企町、西片倉

三丁目、みなみ野六丁目、みなみ野五丁目、大船町、寺田町、館町、狭間町、初沢町、高尾町及び南浅川町各地下内

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）

●東京都告示第千八百十二号 東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

区市 指定する区域

北区 赤羽西一丁目地内

附則

この告示は、平成二十八年二月一日から施行する。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十号

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

(一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。

(二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるものの

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行つては

ならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 平成二十八年二月一日から同年六月三十日まで及び平成二十九年一月一日から同月三十一日まで(ただし、

三宅島周辺海域にあつては、平成二十八年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いは、別記に定めるもののほか、承認に関する取扱いは、別記に定めるものによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成二十八年二月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十一号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十八年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いは、別記に定めるものによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十八年一月一日から同

年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(禁止操業)

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
 - (一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業
 - (二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業
 - (三) 敷設されている定置漁具から三百メートル以内で行う操業
 - (四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業
 - (五) 平成二十八年九月一日から平成二十九年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

- 二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二百隻
- 神奈川県 三十隻
- 千葉県 二十五隻
- 静岡県 九十隻
- その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十八年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間) 三 この指示の有効期間は、平成二十八年二月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
 名称 氏名 事業所の所在地
 シナネン 崎村 忠士 港区海岸一丁目四 平成二十七年
 ホールデ 番二十二号 九月三十日
 イングス
 株式会社

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
 四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都
 条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約
 業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十二月十七日

東京都知事 舛添 要 一

氏名又は名称 主たる事務所又は事業 取消年月日
 所の所在地
 保 茂雄 武蔵村山市伊奈平六丁 平成二十七年十月
 目三十一番地の二 三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
 四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都